

# 貸出スペース等に係る利用規則

---

## (目的)

第1条 本規則は、当施設に設置された貸出スペース等（以下「施設」という。）の適正な利用に関し必要な事項を定め、円滑な利用を図ることを目的とする。

## (利用の許可)

第2条 施設を利用しようとする者は、指定管理者である株式会社ベニネクストに申請し、その許可を受けなければならない。

2 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序を乱す恐れがあると認められるとき
- (2) 施設若しくは設備、又は物品を損傷するおそれがあると認められるとき
- (3) 政治的又は宗教的活動に利用するおそれがあると認められるとき
- (4) その他管理運営上支障があると認められるとき

## (利用時間)

第3条 施設の利用時間は午前9時～午後5時とする。

## (利用料)

第4条 施設の利用については、別表に定める利用料を利用日当日までに納付しなければならない。

2 既納の利用料は、原則として還付しない。ただし、管理者がやむを得ない事由があると認めたとき（桶川市道の駅べに花の郷おかげわ管理条例等4号第1項各号に基づく）はこの限りでない。

## (禁止行為)

第5条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 許可なく物品の販売、陳列、又は宣伝を行うこと
- (2) 危険物を持ち込み、又は火気を使用すること
- (3) 他人に迷惑を及ぼす行為をすること
- (4) その他管理者が不適当と認める行為

## (原状回復)

第6条 利用者は、利用終了後、施設若しくは設備または物品を原状に回復しなければならない。

## (損害賠償)

第7条 利用者が施設若しくは設備または物品を損傷、若しくは滅失したときは、届け出てその指示に従わなければならない。

**(利用の取消し等)**

第8条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するとき、又は道の駅の管理上特に支障があると認められるときは、利用を停止し又は当該利用の許可を取消し、又は利用を変更することができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき
- (2) 本規則又は管理者の指示に違反したとき
- (3) 災害その他やむを得ない事由が生じたとき

**(申請の期間)**

第9条 3か月前の日から利用日まで（先着順）

**(附則)**

第10条 本規則に定めるもののほか、施設の利用に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

## 別表

以下の表に記載している利用料金を利用日日にお支払い頂きます

施設等	利用単位	利用料金
イベントスペース（大屋根広場）	1時間	<p>【1】市内の方 1,000 円（※市外の方は 2,000 円）</p> <p>【2】売上額の 30%の額のいずれか高い額 ※売上が発生しない場合は【1】のみ該当</p>
イベントスペース以外の施設及び敷地	1時間 (20 m <sup>2</sup> )	<p>【1】市内の方 100 円（※市外の方は 200 円）</p> <p>【2】売上額の 30%の額のいずれか高い額 売上が発生しない場合は【1】のみ該当</p>

※市外の方でも市内の方と同額になる場合があります

また、市の共催・後援、教育活動、市が認めた社会福祉団体による利用は減額又は免除になる場合があります。詳しくはお問合せください

## 別図

